

医療未収金等債権回収業務委託について

諏訪赤十字病院では、一定期間を経過してもお支払いのない医療未収金等の債権について、回収業務を下記のとおり弁護士事務所に委託しています。

委託した債権については、弁護士事務所が窓口となり、お支払いに関する連絡、相談及び集金等の業務を行ないますので、ご承知おきいただくとともにご理解とご協力をお願いします。

記

1.委託先

名称 : 弁護士法人 舘野法律事務所
住所 : 東京都渋谷区渋谷 2-16-8 南雲ビル 2階・4階
URL : <http://tateno-law.jp>

2.対象者

諏訪赤十字病院の診療費等の滞納者（債権者）及び連帯保証人等

3.委託内容

- (1) 債務者等に対する文書及び電話による催告
- (2) 支払方法等の相談業務
- (3) 当該債権の調査、管理、回収業務
- (4) 当該債権の弁済金の受領
- (5) その他 (1) ～ (4) の業務に付随する業務